

## 複写サービスに関する契約仕様書

### 1 契約の内容

横浜市職員厚生会（以下「発注者」という。）に対し、複写サービス供給業者（以下「供給者」という。）が複合機の適切な操作方法を指導するとともに、複合機が常時正常な状態で稼働し得るように、点検、清掃、調整、補修及び部品の交換等を行い、複写に必要なドラム、トナー等消耗品（用紙を除く。）を円滑に供給し、発注者がこれに対し複写枚数に応じて複写サービス料金を支払うものとする。

### 2 契約期間

契約期間は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づき、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

ただし、この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る発注者の歳出予算の減額又は削除された場合は、発注者は本件契約を変更し、又は解除することができるものとする。この場合、供給者は、契約の変更若しくは解除がなかった場合に生じ得た料金の支払又はこの契約の変更若しくは解除により生じた損害の賠償について発注者に請求することはできないものとする。

### 3 複合機の設置台数及び設置場所

複合機の設置台数は、1台とし、その設置場所は、「横浜市中区本町6丁目50番地の1 横浜アイランドタワー17階 横浜市職員厚生会事務室内」とする。

### 4 複合機の新設及び廃止

発注者の組織改正等による局、課、事業所等の設置及び廃止に伴い複合機の増減が生じた場合にも複写単価に変更は生じないものとする。

### 5 複合機の仕様

以下の仕様において「標準装備」とは、装備される機能に係る料金が6(1)で定める複写サービス料金に含まれることをいう。

- (1) コピースピードは、モノクロA4横を使用して毎分20枚以上であること。
- (2) フルカラーコピー・プリントに対応していること。
- (3) 1箇月当たりのプリント数量は、概算でモノクロ3,500カウント、カラー250カウントとし、良好な複写状態を安定して供給できること。
- (4) ファーストコピーは、モノクロA4で6.3秒以内であること。
- (5) ウォームアップタイム（完全に電源を落とした状態から、複合機が稼働できる状態になるまでに要する時間）が、30秒以内であること。
- (6) 使用電源は、100V・15Aとし、最大消費電力は1,500W以下で、TEC値が5.1kWh以内であること。
- (7) 給紙方式は、前面給紙によって行うものであること。
- (8) 3段以上の用紙カセット又はトレイを標準装備し、本体給紙で2,000枚以上可能であること。
- (9) 25パーセントから400パーセントまでの任意の拡縮倍率を標準装備していること。

- (10) 自動両面出力機能を標準装備し、A4の原稿が同時に50枚以上セットできる自動両面原稿送り装置を標準装備していること。
- (11) ソート機能（各部の切れ目が分かるように排紙する機能を含む。）を標準装備していること。
- (12) ネットワークプリンタ機能を標準装備していること。ネットワークへの接続方法は Ethernet (100BASE-TX/10BASE-T)によるものとし、Microsoft Windows®の各バージョンに対応すること。
- (13) カラーネットワークスキャナ機能 (Ethernet (100BASE-TX/10BASE-T)のインターフェイスを実装し、TWAINドライバを使用してパソコンによる画像読み込みができる機能) を標準装備していること。
- (14) パソコンからの出力の際、別途ソフトウェア無しでHD内個人BOXに蓄積されパスワード等の入力により任意出力できる機能を標準装備していること。
- (15) パソコンから直接送信できるダイレクトファクス機能を実装したGroup 3規格以上の公衆電話網によるファクス機能を付加できること。また、FAX受信文書を別途ソフトウェア無しでPDFにてパソコンへの取り込み機能を付加できること。
- (16) フィニッシャー（ホチキス、パンチ、仕分を行う機能。ストック容量A4で3,000枚程度）を標準装備していること。
- (17) 「横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針（別記）特定調達物品等」（令和7年3月）中「4-1 コピー機等」に定める基準を満たしていること。
- (18) 納品する機器のMACアドレスを設置先の所管課に、納品する日の1週間前までに報告すること。

## 6 料金の支払

- (1) 供給者は、毎月末において発注者の係員の確認を受けて、複写サービス数量を算出し、複写サービス料金及び法令所定の消費税を発注者に対し請求する。また、附加機能を装備した場合は、その附加機能料金及び法令所定の消費税についても併せて請求するものとする。
- (2) 複写サービス料金は、1箇月間（月の初日から末日までをいう。以下同じ）の複写サービス数量に複写単価を乗じた額とする。
- (3) 複写サービス数量は、当該機器による1箇月間の複写総数量から、供給者の技術員が当該機器の点検、調整等のために使用した複写数量を減じた数量とする。
- (4) 稼働状況の確認等を、インターネット回線を使用して行わないこと。

## 7 複合機の保守等

- (1) 供給者は、技術員を設置場所に適宜派遣して点検、調整及び消耗品の供給等をし、発注者が複合機を常時正常な状態で使用することができるようしなければならない。
- (2) 複合機の故障等により、発注者が当該機器を正常な状態で使用できないときは、供給者は発注者の要請に基づき、直ちに技術員を設置場所に派遣して、速やかに正常な状態で使用することができるようしなければならない。
- (3) 前号の規定に基づく技術員の派遣までに要する時間は、概ね180分以内とすること。ただし、天災その他事由により遅延する場合は、協議の上対応を定めるものとする。
- (4) 複合機の故障等が頻繁に発生する場合は、供給者は速やかに新しい機器に交換しなければならない。

(5) 供給者の作業の実施は、発注者の就業時間内に行うものとする。

## 8 複合機の管理等

- (1) 複合機及び消耗品等の所有権は供給者に属し、発注者はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって使用し、管理する。
- (2) 発注者は、複合機の設置場所を変更するときは、あらかじめ供給者に通知する。この場合当該機器の移動は、供給者が行うものとする。
- (3) 供給者は、前号の規定により複合機を移動したときは、それらに要する費用を発注者に請求することができる。

## 9 保険

供給者は、契約対象物件について、供給者の費用で動産総合保険に加入する。

## 10 機器の設置時期

- (1) 機器は、令和8年4月1日に正常に稼働できるように設置しなければならない。また、契約期間終了後は速やかに撤去しなければならない。
- (2) 前号の規定に基づく撤去に要する費用は、供給者が負担するものとする。

## 11 機密の保持

- (1) 供給者は、保守の実施に当たって知り得た発注者の業務上の機密を外部に漏らしたり、又は他の目的に利用したりしてはならない。契約期間満了後も同様とする。
- (2) 供給者は、保守作業において記憶装置を交換する際や契約終了後の機器撤去の際等、記憶装置から情報漏えいの可能性がある場合は、自らの費用負担において、発注者の使用により記憶された全てのデータを完全に消去し、当該データが復元不能になった旨を書面により発注者に報告しなければならない。
- (3) 供給者は、前項の作業が困難な場合、自らの費用負担において記憶装置を物理的に破壊し、当該装置が再利用不能になった旨を書面により発注者に報告しなければならない。